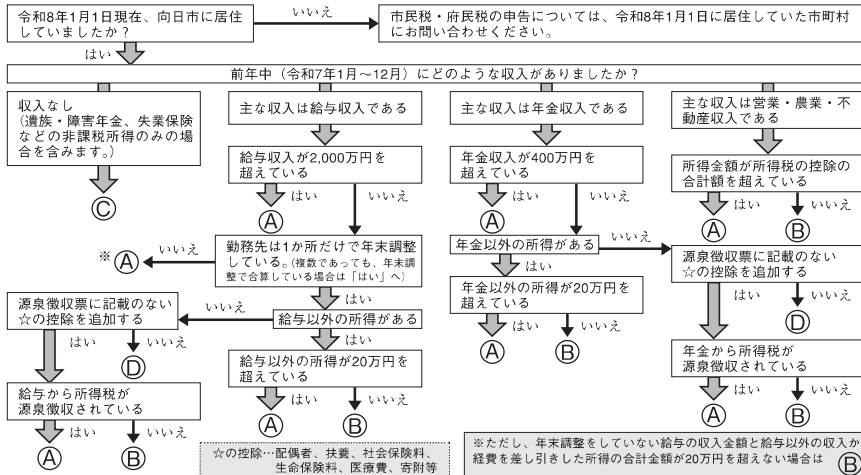


令和8年度市民税・府民税の申告の手引き

平素は、本市の税務行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
 令和8年度の市民税・府民税は、令和7年中の所得を基準として計算します。この申告書は、前年に市民税・府民税申告書を提出された方、提出の必要があると思われる方等にお送りしています。
 申告書を提出する必要があるかどうかは、下記フローチャートでご確認ください。

提出期間 令和8年2月16日(月)～令和8年3月16日(月) 郵送による提出にご協力をお願いします。

スタート



(注) フローチャートは一般的な事例です。

判定	結 果	申 告 先	注 意 事 項
①	所得税の確定申告 が必要です	右京税務署 TEL:075-311-6366	所得税の確定申告書を提出する場合は、市民税・府民税の申告は必要ありません。確定申告書の2表の「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は、必ず記入してください。
②	市民税・府民税の 申告が必要です	向日市役所 税務課 市民税係 TEL: 075-874-2243	ただし、所得税が源泉徴収されていて、☆の控除を申告して所得税の還付を受ける方は、右京税務署へ確定申告書を提出してください。所得税の確定申告書を提出する場合は、市民税・府民税の申告は必要ありません。
③	市民税・府民税の 申告が必要になる 場合があります	向日市役所 税務課 市民税係 TEL: 075-874-2243	以下に該当する方は市民税・府民税申告をしてください。 ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療又は国民年金の被保険者の方 (未申告の場合、保険料算定に係る軽減措置等で影響が出る場合があります。) ・児童手当、就学援助、高齢福祉、障害福祉、保育等のサービスを受けている方 ・課税(非課税)証明書が必要な方
④	申告は必要ありません		ただし、所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける方は、右京税務署へ確定申告書を提出してください。

●申告に必要なもの ※申告内容により異なります。

- 令和8年度市民税・府民税申告書
- 添付書類台紙
- 申告者本人の本人確認書類①②いずれか(提示又は写しの添付)
 - ①マイナンバーカード
 - ②番号確認書類(通知カード等) + 身元確認書類(運転免許証、パスポート等)
 ※通知カードの場合は、記載事項と住民票に記載されている事項に相違のないものに限り有効です。
- 源泉徴収票、給与明細書、領収書や収支内訳書等、収入と必要経費がわかるもの
 - ※勤務先が複数ある場合は、全ての勤務先の源泉徴収票等が必要です。
- 生命保険料、地震保険料、国民年金保険料の控除証明書、社会保険料、寄附金の領収書等
 - ※社会保険料について、領収書等で金額の確認ができない場合は、事前に支払先へ確認してください。
- 医療費控除は次の①②いずれか
 - ①医療費控除の明細書
 - ②セルフメディケーション税制の明細書 + 一定の取組を行ったことを明らかにする書類の提示又は添付
 ※①②ともに領収書の添付は不要です。領収書は5年間保存する必要があります。
 ※明細書は事前の作成が必要です。別紙添付書類台紙の裏面をご利用ください。
- 障害者手帳、障害者控除対象者認定書等

○市民税・府民税の申告に関するお問い合わせ 向日市 税務課 市民税係
 TEL (075) 874-2243 FAX (075) 922-6587

○所得税の確定申告に関するお問い合わせ 右京税務署
 TEL (075) 311-6366

◎「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」内
⑫～⑮の記入について(令和7年中に支払った金額を記入してください。)

⑫社会保険料控除 (国民年金は控除証明書の添付が必要)
○扶養親族等の給与、年金、口座等から差し引かれた保険料は除きます。

⑬小規模企業共済等掛金控除 (掛金払込証明書の添付が必要)

⑭生命保険料控除 ⑮地震保険料控除 (いずれも控除証明書の添付が必要)

◎「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」内
⑯～㉓人的控除の要件 (令和7年12月31日の現況) について

⑯寡婦控除 ⑰ひとり親控除 ※合計所得金額が500万円を超える場合はいずれも対象になりません。

配偶関係	本人が女性		本人が男性		未婚のひとり親
	死別	離別	死別・離別	死別・離別	
生計を一にする子(総所得金額等が58万円以下)がいる	ひとり親控除		ひとり親控除		ひとり親控除
子以外を扶養	寡婦控除		—		—
扶養親族なし	寡婦控除		—		—

⑱勤労学生控除 (在学証明書等の提示又は写しの添付が必要)
合計所得金額が85万円以下で、給与所得以外の所得が10万円以下の学生の方

⑲障害者控除 (障害者手帳、障害者控除対象者認定書等の提示又は写しの添付が必要)

障害者	特別障害者以外で障害者手帳等の交付を受けている方等
特別障害者	身体障害者手帳1級又は2級の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方、療育手帳Aの方等
同居特別障害者	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、ご自身、配偶者又は生計を一にする親族のどなたか同居を常としている方 (老人ホーム等へ入所している場合は該当しません。)

⑳配偶者控除 ㉑配偶者特別控除 (マイナンバーの記載が必要。内縁関係除く。)

一 般	納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下の方で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下の方 (= 控除対象配偶者) (他の方の扶養親族、事業専従者は除く。)
老 人	控除対象配偶者が70歳以上の方 (昭和31年1月1日以前生まれ)
配偶者特別控除	納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が、58万円を超え133万円以下の方 (他の方の扶養親族、事業専従者は除く。) ※市民税・府民税の非課税判定の扶養人数には含まれません。

※納税義務者の合計所得金額が1,000万円以上で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合は、同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。) 欄の□にチェックをお願いします。

㉒扶養控除 ㉓特定親族特別控除 (マイナンバーの記載が必要)

年 少	16歳未満の方 (平成22年1月2日以降生まれ)	生計を一にする親族 (6親等内の血族及び3親等内の姻族) の合計所得金額が58万円以下の場合 (他の方の控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者は除く。)
一 般	23歳～69歳の方 (昭和31年1月2日～平成15年1月1日生まれ) 16歳～18歳の方 (平成19年1月2日～平成22年1月1日生まれ)	
*特 定	19歳～22歳の方 (平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ)	
老 人	70歳以上の方 (昭和31年1月1日以前生まれ)	
同居老親等	老人扶養親族のうち、ご自身又は配偶者の直系尊属で、ご自身又は配偶者と同居を常としている方 (老人ホーム等へ入所している場合は該当しません。)	
*特定親族特別控除	生計を一にする19歳～22歳の方 (平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ) で、合計所得金額が58万円を超え123万円以下の場合 (他の方の控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者は除く。)*市民税・府民税の非課税判定の扶養人数には含まれません。	

◎㉔雑損控除 ㉕医療費控除の記入について

㉔雑損控除 (損失額の詳細・領収書の添付が必要)

- 次の1)2)のうちいずれか多い方の金額を記入してください。
1) (損失の金額－保険金等で補てんされた金額) ÷ (総所得金額等の合計額×10%)
- 2) 災害関連支出の金額－5万円

㉕医療費控除 (明細書の提出が必要。領収書は自宅で5年間保存する必要があります。)

- 【医療費控除を選択】 最高限度額200万円
(令和7年中に支払った医療費－保険金等で補てんされた金額
－ (10万円と総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない方))
- 【医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制) を選択】 最高限度額8万8千円
(令和7年中に支払ったスイッチOTC医薬品の購入費－保険金等で補てんされた金額)
－ 1万2千円

市民税・府民税 申告書記入方法

宛先 向日市長
年 月 日提出

マイナンバーの記載が必要です

令和8年度 市民税・府民税 申告書

現住所	フリガナ
1月1日現在の住所	氏 名
生 年 月 日	個人番号
電 話 番 号	代理申告者の住所・氏名
年 月 日	年 月 日
(11桁・市番)	

① 社会保険料控除	国民健康保険 後期高齢者医療保険 介護保険	特記事項
② 小規模企業共済等掛金控除	国民年金 その他 社会保険料の計 013	1 収入金額等
③ 生命保険料控除	新生命保険料の計 700 旧生命保険料の計 702	2 所得金額
④ 配偶者控除	新個人年金保険料の計 700 旧個人年金保険料の計 037	3 所得から差し引かれる金額
⑤ 配偶者特別控除	介護医療保険料の計 703	4 所得から差し引かれる金額
⑥ 扶養控除	地震保険料の計 044 旧長期損害保険料の計 079	5 所得から差し引かれる金額
⑦ 特定親族特別控除	配偶者の合計所得 040 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く) 041	6 所得から差し引かれる金額
⑧ 雑損控除	損害の範囲 損害発生日 損害を受けた資産の種類	7 所得から差し引かれる金額
⑨ 医療費控除	損金 全額 補填された金額 売却損失額のうち災害関連支出の金額	8 所得から差し引かれる金額
⑩ 雑損控除	損害の範囲 損害発生日 損害を受けた資産の種類	9 所得から差し引かれる金額
⑪ 医療費控除	損金 全額 補填された金額 売却損失額のうち災害関連支出の金額	10 所得から差し引かれる金額

※16歳未満(年少)の扶養親族について(マイナンバーの記載が必要)
16歳未満の扶養親族は控除対象外ですが、市民税・府民税の非課税判定、障害者控除、寡婦・ひとり親控除等の適用に必要となりますので、記入してください。(他の方の扶養親族、事業専従者は除く。)

※国外に居住する親族の扶養について

⑲～㉓扶養控除等について、国外に居住する親族を適用とする場合は、「親族関係書類」「送金関係書類」・「留学ビザ等書類」又は「38万円送金書類」の添付又は提示が必要ですが(書類が外国語で作成の場合、日本語訳必要)。

対 象 者	添付又は提示が必要な書類		
	親族関係書類	送金関係書類	その他必要書類
29歳以下又は70歳以上	○	○	
留学により非居住者になった方			○ 留学ビザ等書類
障がい者の方			
前年における生活費又は教育費に充てたための支払を年38万円以上受けている方	○	○	38万円送金書類

◎「1 収入金額等」のA～シ、「2 所得金額」①～⑩及び
申告書裏面「6」～「10」所得に関する事項の記入について

・収入金額から必要経費等を差し引いて所得金額を算出します。
・必要経費とは、その収入を得るために要した費用をいいます。ただし、日常家事に要した生活費は除きます。

ア①営業等、イ②農業、ウ③不動産

営業等	建設業、小売業、飲食店業などの営業から生ずる所得や、対価を得て継続的に行う事業による所得
農 業	農産物の生産、果樹等の栽培、家畜の飼育等から生ずる所得
不動産	アパート、マンション、ガレージ、貸家、貸地等から生ずる所得

○申告書裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」に記入し、収入金額と所得金額を申告書表面「ア①営業等」「イ②農業」「ウ③不動産」にそれぞれ記入してください。

エ④利子

利 子	預貯金や公社債の利子、公社債投資信託等の収益の分配等による所得
-----	---------------------------------

○申告書表面「エ利子」の収入金額が、そのまゝ「④利子」の所得金額となります。
(国内源泉分離課税分は申告不要。国外預金の利子等は申告が必要)

オ⑤配当

配 当	株式や出資金に対する利益の配当や剰余金の分配等による所得
-----	------------------------------

○申告書裏面「8 配当所得に関する事項」に記入し、収入金額と所得金額を申告書表面「オ⑤配当」に記入してください。また、あらかじめ引き去りされた市民税・府民税の額を、申告書裏面「13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」の配当割額控除額に記入してください。

カ⑥給与(源泉徴収票、給与明細等が必要)

給 与	給与、賃金、賞与等による所得
-----	----------------

○給与と所得の源泉徴収票(複数ある場合は合算)の「支払金額」を申告書表面の「カ給与」に記入し、別紙の「市民税・府民税の計算表」から所得を算出し、所得金額(所得金額調整控除後)を申告書表面「6給与」に記入してください。
○源泉徴収票がない場合、申告書表面「6給与と所得の内訳」にも記入してください。
その際の収入については手取りではなく、社会保険料や所得税等を差し引く前の金額で計算します。

キ⑦公的年金等(源泉徴収票が必要)

公的年金等	国民年金、厚生年金、恩給、企業年金、一定の外国年金等(遺族年金や障害年金等非課税年金を除く。)
-------	---

○公的年金等の源泉徴収票(複数ある場合は合算)の「支払金額」を申告書表面「キ公的年金等」に記入し、別紙の「市民税・府民税の計算表」から所得を算出し、所得金額を申告書表面「7公的年金等」に記入してください。
(社会保険料の金額がある場合は「12社会保険料控除」にも記入してください。)

クケ⑧⑨業務・その他(収入と必要経費のわかるものが必要)

業 務	原稿料、講演料、インターネットオークション等を利用した個人取引、食料品の配達又はシルバー人材派遣などの副収入による所得
その他雑	個人年金、印税等上記以外のものによる所得

○申告書裏面「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」に記入し、収入金額と所得金額を申告書表面「ク⑧業務」「ケ⑨その他」にそれぞれ記入してください。

コサシ⑩総合譲渡・一時

(一時は生命保険契約等に基づく一時金・満期返戻金等の支払調書が必要)	
総合譲渡	土地・建物、株式等以外の資産譲渡により生じる所得(営業権、自動車、機械器具、著作権、骨とう等) 保有期間が5年以内の譲渡は短期譲渡、保有期間が5年超の譲渡は長期譲渡(特別控除額は最高50万円)
一 時	生命保険契約に基づく一時金や満期返戻金、当選金、競馬・競輪の払戻金等による所得(特別控除額は最高50万円)

○申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入し、「コサシ収入金額」と「コ+1(サ+シ)×1/2」=「⑩所得金額」を申告書表面「コサシ⑩総合譲渡・一時」にそれぞれ転記してください。

◎申告書裏面「13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」について

特定株式の配当所得や特定株式等譲渡所得は、申告しないことを選択できますが、総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受ける場合は、各欄に記入してください。なお、市民税・府民税の算定の結果、控除しきれない額については、還付又は充当となります。

※申告された場合、総所得金額に含めることとなるため、市民税・府民税の非課税基準の所得、配偶者・扶養親族の所得基準、国民健康保険料・介護保険料等の算定基準に影響します。

◎申告書裏面「14 寄附金に関する事項」について (寄附金の領収書等の添付が必要)

令和7年中に支払ったそれぞれの寄附金の金額を記入してください。

○都道府県・市区町村に対する寄附金(震災義援金、ふるさと納税)、京都府共同募金会に対する寄附金、日本赤十字社京都府支部に対する寄附金、京都府が条例で指定する寄附金が控除の対象です。

～ワンストップ特例の申請をされた方へ ご注意～

ワンストップ特例の申請をされた方が、確定申告や市民税・府民税の申告をすると、その寄附の特例申請はなかったものとみなされます。

必ずふるさと納税ワンストップ特例申請済の寄附明細も含めて申告手続きを行ってください。

◎申告書裏面「15 所得金額調整控除に関する事項」について

別紙の「市民税・府民税の計算表」記載の所得金額調整控除の要件に該当する場合は、対象者に関する事項を記入してください。

※この控除は他の扶養控除とは異なり、同一生計内のいずれか一方の所得者のみに適用する制限がありません。

(例) 夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えて、夫婦間に1人の年齢23歳未満の扶養親族がいる場合、その夫婦双方に控除の適用が可能。

◎申告書裏面「16 前年中に収入(所得)のなかった方」について

令和7年中に課税所得のなかった方は、申告書裏面16の欄に必要事項を記入してください。

該当する欄がない場合はその他にチェックし、前年中の生活状況を記入してください。(例：育児休暇中、病気療養中等) 控除対象配偶者や扶養親族がある場合は、申告書表面㉔～㉚欄及び「16歳未満の扶養親族(控除対象外)」欄も記入してください。

<記入例>

16 前年中に収入(所得)のなかった方 (該当するものにチェックして、必要事項を記入してください。)

☒ 次の方に扶養(援助)されていた。	名前 向日〇〇 本人との続柄 ☐ 住所 ☐ 表面と同じ 〇〇市×× △△番地
☐ 非課税年金を受給していた。	遺族年金 ・ 障害年金 ・ 老齢福祉年金 ・ その他 ()
☐ 生活保護を受けていた。	年 月 日 ～ 年 月 日
☐ 学生であった。	学校名 学年
☐ 雇用保険(失業保険)を受給していた。	年 月 日 ～ 年 月 日
☐ 預貯金で生活していた。	
☐ その他(生活状況について具体的に記入してください。)	